# 神奈川県営水道についての事業所調査 <調査票>

令和4年7月

この調査票は、事業所の総務ご担当者や水道施設全般を管理している部署等、水道の使用状況を把握している方がご記入していただきますよう、よろしくお願いいたします。

# ご記入にあたってのお願い

- 1. この調査票は、事業所としてのお考えをご回答ください。
- 2. 選択式の設問には、該当する項目の番号に〇印をつけてください。
- 3. 質問によって、Oは(1つだけ)(いくつでも)と回答数を指定していますので、その範囲内で選択してください。
- 4. ご回答が「その他」に該当する場合は、() 内に具体的な内容を記入してください。
- 5. 筆記用具の種類、色は問いません。
- 6. ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

ご回答いただきましたこの調査票は、同封の返信用封筒(切手は不要です。)に入れ、**令和4年7月15日(金)**までにご投函くださいますようお願いいたします。

【お問い合わせ先・調査主体】

神奈川県企業庁企業局水道部経営課 経営企画グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 (045)210-7219 (平日8:30~17:15)

URL https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/kensuiosirase/ishiki2022.html

※この調査は、神奈川県企業庁が下に記載の機関に委託しています。 株式会社綜研情報工芸

〒105-0014 東京都港区芝二丁目3-3 JRE 芝二丁目大門ビル7階

# ■最初に事業所のことについてお伺いします。該当する番号に○をつけてください。

# 【F1】 事業所の所在地はどちらですか。

1. 愛川町	2. 厚木市	3. 綾瀬市
4. 伊勢原市	5. 海老名市	6. 大磯町
7. 小田原市	8. 鎌倉市	9. 相模原市中央区
10. 相模原市南区	11. 相模原市緑区	12. 寒川町
13. 逗子市	14. 茅ヶ崎市	15. 二宮町
16. 箱根町	17. 葉山町	18. 平塚市
19. 藤沢市	20. 大和市	

# 【F2】 事業所の業種は次のどれに該当しますか。

1. 製造業	2. 運輸業
3. 卸壳、小壳業	4. 不動産業、物品賃貸業
5. 飲食業	6. 宿泊業
7. 医療、福祉	8. 教育、学習支援業
9. 生活関連サービス業、娯楽業	10. その他のサービス業
11. その他 (具体的に:	)

## 【F3】 事業所の従事者数は何人ですか。

1.9人以下	2. 10~50 人
3. 51~100 人	4. 101~300 人
5. 301 人以上	

## I. 水の使用状況についてお伺いします。

# 【問1】 あなたの事業所では、水道水や水道水以外の水(地下水、再生水等)を使用していますか。 (それぞれ1つだけ選び、〇をつけてください)

使用状況項目	使用している	使用していない			
	使用している	新たに使用したい	使用する予定はない		
1. 水道水	1	2	3		
2. 水道水以外(地下水、再生水等)	1	2	3		

------ 2. で2、3に0をつけた方は問2にお進みください

【問1】の「2. 水道水以外」で「1 使用している」に〇をつけた場合に、お答えください。

----【問1-1】 この1年間の全使用水量のうち、水道水以外の使用水量は全体の何割くらいですか。 (数字を記入してください)

( )割程度

└--▶ 【問1-2】 水道水以外の水を使用しているのはどうしてですか。

(<u>1 つだけ</u>選び、Oをつけてください。)

- 1. 水道水のような高い水質を要しないから
- 2. 水道料金が高いから
- 3. 危機管理の一環として、水の調達元を複数に分散しているから
- 4. その他(具体的に:

【問2】 水を使用するにあたり、一番考慮することは何ですか。

(<u>1 つだけ</u>選び、○をつけてください。)

1. 導入コスト2. 水質の安定性3. 水量の安定性(渇水がない)4. 運用コスト5. その他(具体的に:

# II. 今後の水道水使用の見込みについてお伺いします。

# 【問3】 今後、水道水の使用量の変化について、どのように見込んでいますか。 (1つだけ選び、〇をつけてください。)

	( <u>12/C/)</u> 20( 0 E 2/) C (/C	C v .07	
1.	増える見込み 2. 変わらな	:61	[3. 減る見込み
4.	その他(具体的に:	)	5. わからない
i	「1. 」「3. 」以5	トをご回答の方は	は【問5】へお進みください。
i   			
<b>&gt;</b>	【問3】で「1. 増える見込み」に〇を	とつけた場合に、	お答えください。
	【問3-1】 その理由についてあてはま	るものはどれで	すか。
	( <u>1 つだけ</u> 選び、○をつけて・	ください。)	
	1. 地下水の水質に問題があり、水道	水に切り替えを	検討している
	2. その他の理由で水道水に切り替える	を検討している	
	(その他の理由:		)
	3. 生産体制の見直しにより他から生産	全ラインを移す <sup>・</sup>	予定がある
	4. 製品等の生産量の増加が見込まれる	3	
	5. その他 (具体的に:		)
	6. わからない		

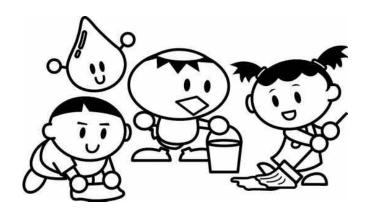
# 【問3】で「3. 減る見込み」に○をつけた場合に、お答えください。 ◆-----

# 【問3-2】 その理由についてあてはまるものはどれですか。

# (1つだけ選び、Oをつけてください。)

- 1. 地下水の使用又は使用増を検討している
- 2. 地下水以外の水(再生水等)の使用又は使用増を検討している
- 3. 製品等の生産量の減少が見込まれる
- 4. 生産体制の見直しにより他に移転することを検討している
- 5. その他(具体的に:

6. わからない



## Ⅲ県営水道の事業について

## 【問4】 災害対策についてお聞きします。

【県営水道が進めている災害対策】

(参考:神奈川県営水道事業経営計画ホームページ



http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/sui-keikaku.html)

- ◆ 県営水道では、2019年度から5年間の「神奈川県水道事業経営計画」を定め、この計画に基づき災害対策の取組を進めています。
- ◆ 水道管路の更新にあたり、震度7の地震にも 耐震性があるとされている「耐震継手管」へ の更新を進めており、地震に強い水道管の割 合が向上するように取り組んでいます。 地震に強い水道管の割合の向上
  - •2019年度当初(20%)
    - → 2023 年度目標(24%)
- ◆ 災害用指定配水池等\*の耐震化を進める ※大規模地震の際に飲料水を確保していくため、浄水場から最初に送水される配水池で、各地域に配水する拠点となる「一次配水池」や、災害時に水を確保する機能を備えている「災害用指定配水池」を優先して耐震化を進めています。
  - 2019年度当初(14 箇所)
    - → 2023 年度目標(26 箇所)
    - ⇒ 2023 年度には給水区域内の各市 町内にある1か所以上の災害用指定配 水池が耐震化されることとなります。



<耐震継手管>

水道管と水道管をつなぐ「継手」部分が鎖構造に なっており管が伸び縮みしながら揺れを吸収する とともに、突部構造により水道管の抜け出しを防 ぐことのできる離脱防止機能付きの水道管



<配水池耐震化工事> 配水池内の柱、壁、床をコンクリートで補強

## ◆ 安定給水の確保

浄水場と主要な配水池をつなぐ基幹管路や、災害協力病院等の災害時における重要な施設への供給管路を優先して更新・耐震化を行っています。

あなたの事業所では、今後の災害対策の進め方についてどのように進めたらよいと思い ますか。

(事業所としてのお考えに近いものを1つだけ選び、Oをつけてください。)

- 1. 今の災害対策のペース(2019~2023年度と同じペース)で取組を進める
- 2. 今よりも災害対策を強化して取組を進める
- 3. 災害で被害があったところを修復する
- 4. その他(具体的に:

5. わからない

## 【県営水道が行っている水道管の更新】

(参考:神奈川県営水道事業経営計画ホームパージ http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/sui-keikaku.html)

#### ◆水道管の現状

県営水道は、高度経済成長期の水需要の増大を受け、多くの水道管を急ピッチで整備しました。これらの水道管は順次更新時期を迎えますが、古くなった水道管は災害による破損や漏水などのリスクが高まります。

#### ◆更新のペース

将来にわたり水道施設の機能を維持していくためには、水道管の更新ペースを上げていく必要があり、現在の水道管の耐久性を考慮しながら、更新ペースを段階的に引き上げる取組を進めています。



# 【問5】 水道管の更新についてお聞きします。管路更新の優先順位についてどう思いますか。 (事業所としてのお考えに近いものを<u>1つだけ</u>選び、〇をつけてください。)

- 1. 災害協力病院等の災害時に重要な施設へ給水する水道管から優先して更新する
- 2. 漏水の頻度が多い管や経過年数の古い管から、順次更新する
- 3. 学校や警察・消防等の官公署など公共機関へ給水する水道管を優先して更新する
- 4. その他(具体的に:
- 5. わからない

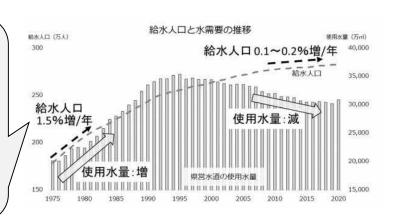
## 【問6】 これからの水道施設の更新及び維持管理に必要な水道料金についてお聞きします。

【県営水道における今後の使用水量と人口の予測】

(参考:神奈川県営水道事業経営計画ホームページ http://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/sui-keikaku.html)

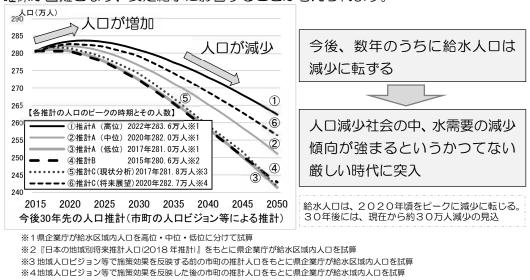
### ◆ 使用水量の減少

県営水道の使用水量は 1995年度をピークに 減少していて、2019年度はピーク時に比べて 15%も減少しています。 1970年代は給水人口 が年1.5%増えていまし たが、近年は0.1~ 0.2%の増にとどまって います。



## ◆ 人口減少社会の予測

国等の推計では、今後、県営水道の給水区域内の人口が減少していくことが見込まれ、その影響で水の使用量が減少し、水道料金収入も減少していくと予想されます。 水道料金収入が減少を続けると、水道施設の適切な更新・維持管理を行うための財源確保が困難となり、安定給水に影響することが考えられます。



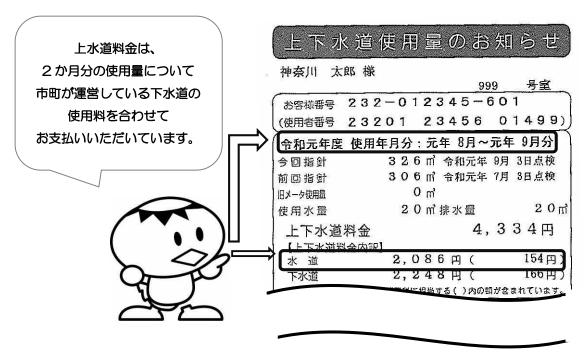
上記の状況が予測されていますが、今後の県営水道の水道施設の更新及び維持管理に ついてどう思いますか。

(1つだけ選び、Oをつけてください。)

- 1. 今の水道料金の範囲で水道施設の更新・維持管理を行う
- 2. 水道料金が上がっても必要な更新・維持管理は行う
- 3. その他(具体的に:

4. わからない

## IV. 県営水道の上水道料金について



【問7】 現在お支払いいただいている上水道料金について、どう思いますか。 (事業所としての考えに最も近いものを1つだけ選び、〇をつけてください。)

- 1. 高いと思う
- 2. 適正な料金だと思う
- 3. 安いと思う

4. わからない

# 【問8】 上水道料金について、あなたが知っていることはどれですか。 (いくつでも選び、〇をつけてください。)

- 1. 水道事業は独立採算制で、主にお客さまからいただく水道料金の収入によって運営していること
- 2. たくさん水を使うと単価が高くなる料金体系であること
- 3. 上水道料金は、2か月に1回検針して2か月分をまとめてお支払いいただいていること
- 4. 市町が運営している下水道の使用料を上水道料金と合わせてお支払いいただいていること
- 5. 基本料金と基本水量があること
- 6. 水道水の価格は、同じ量のペットボトル水に比べて安いこと
- 7. 家庭の生活用水である「家事用」を安価とし、産業用の水である「業務用」に多くの 負担を求めていること
- 8. どれも知らない

【県営水道の料金の仕組み】

基本料金とは: 水を使う量に関係なく、定額でお支払いいただく料金で、2か月で

1,420円(税抜き)です。

基本水量とは:2か月16m3 まではいくら使っても水道料金が変わらない制度です。

従量料金とは:水を使う量が2か月で16m³を超えると、超えた水量に応じた料金をお支払

いいただきます。これが従量料金です。

|「家事用」料金・「業務用」料金の区分:料金は一般家庭の「家事用」料金と企業等の「業務用」料金に区別されており、「家事用」の従量料金は安くなっています。

ペットボトル1本分の水道水の金額は: 県営水道の水道料金では500mlで約0.08円です。 (県営水道の水道水100円分は、500mlのペットボトル約1,200本分になります。)

## 【問9】 基本料金についてお聞きします。

県営水道では、水道をお使いいただくための必要な費用をまかなうために、使用量に関係なく基本料金として2か月分で一律1,420円(税抜き)をお支払いいただいています。この基本料金についてどう思いますか。

(1つだけ選び、〇をつけてください。)

1. 今のままでよい

2. 基本料金は上げたほうがよい

)

3. 基本料金は下げたほうがよい

4. 基本料金は必要ない

5. その他(具体的に:

6. わからない

#### 【基本料金の考え方】

県営水道では、水道の使用の有無に関わらず負担いただく「基本料金」と、使用水量に応じて負担いただく「従量料金」とを組み合わせた二部料金制を、昭和8年の事業開始時から採用しています。

水道事業の経費は給水量の多い・少ないにかかわらず施設の維持管理や更新に係る経費 (=固定的経費)が大半を占めます。その全額を「基本料金」で回収できれば理想的です が、その場合には「基本料金」が著しく高額となり、特に水道を生活用水として使用する家 計への影響が大きくなってしまいます。

そのため、生活用水を安価に抑えられるよう、固定的経費を「基本料金」で回収する割合を低く設定しています。

固定的経費とは:水道使用量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要

となる費用で、施設維持管理費の大部分や、減価償却費、支払利息等が該

当します。

変動的経費とは:水道使用量の増減に比例して必要となる費用で、動力費(浄水、送水、配

水設備の運転に必要な電力料金)や、薬品費(浄水に必要な薬品の購入

費) などが該当します。

水の供給に必要な経費のうち、水の使用にかかわらず施設の維持等に必要な固定的経費は約90%を占めるのに対し、水道料金収入のうち、水道使用量にかかわらず負担いただく定額の基本料金は約25%に抑えています。

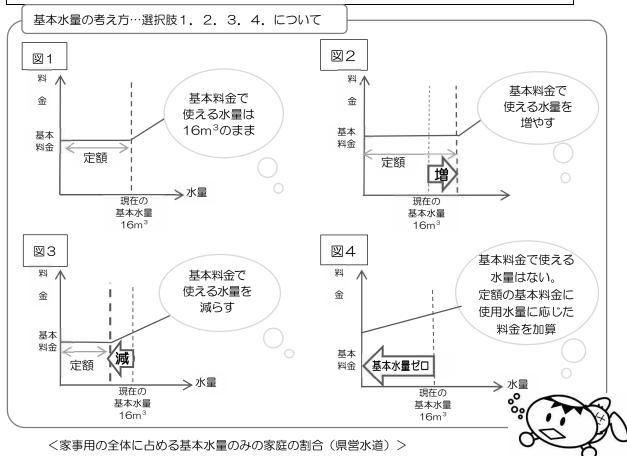
支出面 収入面 固定的経費 約 90% 基本料金 約 25%

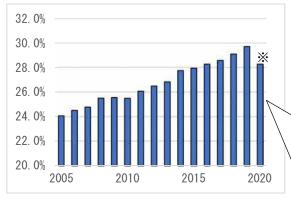
## 【問10】 基本水量についてお聞きします。

県営水道では、水道使用量が2か月で16m3以下であれば、基本料金のみの負担で使用できます。

この2か月 16m<sup>3</sup>を基本水量と呼びます。基本水量についてどう思いますか。 (1つだけ選び、Oをつけてください。)

- 1. 基本水量は現状のまま、2か月16m3のままでよい(図1参照)
- 2. 基本水量は2か月16m3より増やした方がよい(図2参照)
- 3. 基本水量は2か月16m3より減らした方がよい(図3参照)
- 4. 基本水量はなくしてもよい(基本料金で使える水量をなくす)(図4参照)
- 5. その他(具体的に:
- 6. わからない





基本水量は公衆衛生上の観点から設定したものですが、「家事用」では、2か月当たりの使用水量が基本水量(16m³)以内の家庭が年々増加し、約3割を占めるまでに増えています。

)

そこで、実際の使用実態に見合った基本水量に ついて検討する必要があると考えています。

※なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染症による在 宅時間が増加するなどの影響で、家庭の使用水量が増加 したことに伴い、割合が低下しています。

## 【問11】 従量料金についてお聞きします。

下の表のとおり、基本水量の2か月16m³を超えると、1m³ごとに料金(従量料金)が加算されます。また、使用する量が多くなるほど1m³あたりの単価が高くなります。この従量料金についてどう思いますか。

)

)

(<u>1つだけ</u>選び、Oをつけてください。)

- 1. 今のままでよい(使う量に比例して単価は高くなった方がよい)
- 2. 使う量に比例して増加する単価の差を今よりさらに大きくした方がよい
- 3. 使う量にかかわらず単価は一律の方がよい
- 4. 使う量に比例して単価は安くなった方がよい
- 5. その他(具体的に:
- 6. わからない

## 【従量料金の単価について】

<県営水道の料金(2か月分・税抜額)>

	基本料金	従量料金 単価(円/m³)								
使用水量	$0 \sim$ $16 \text{m}^3$	17~ 30m³	31~ 40m³	41~ 60m³	61~ 100m³	101~ 200m³	201~ 600m³	601~ 2,000m <sup>3</sup>	2,001 ~ 20,000m <sup>3</sup>	20,001 m³ 以上
家事用	1,420円	128円	128円 135円 172円 237円 294円				294円			
業務用	1,420円		20:	1円		221円	280円	337円	394円	436円

県営水道の従量料金は、使用する量が多くなるほど単価が高くなるよう設定されていて、 こうした料金設定を逓増制と言います。これは、高度成長期に急増した水需要に水源開発が 追い付かない時代に、水需要を抑制する目的で導入されました。

現在では既に十分に水源が確保されていますが、業務用と比べ小口利用が多い家事用の負担軽減に配慮して、逓増制を維持しています。

【問12】 料金体系についてお聞きします。現在、神奈川県営水道事業審議会において、水の供給により受けるサービスの量と、そのサービス提供に見合う費用負担の観点から、料金体系のあり方を議論しています。料金体系について、どう考えますか。 (1つだけ選び、〇をつけてください。)(次ページコラムを参照し、ご回答ください。)

- 1. 今のままの用途別料金体系※1でよい
- 2. 口径別料金体系※2の方がよい
- 3. どちらでもよい
- 4. その他(具体的に:

5. わからない

※1 用途別料金体系:一般家庭で使う「家事用」、会社や工場等で使う「業務用」など、水道 を使用する用途により区分して料金単価を設定する体系

※2 口径別料金体系:水道の引き込み時に設置したメーターの口径の大きさにより区分して

料金単価を設定する体系

#### 【料金体系の検討について】

#### 1. 今までの料金体系

問11の料金表にあるとおり、家事用の料金を安くする一方、会社や工場などの業務用の料金を高くする用途別の料金体系を採用しています。

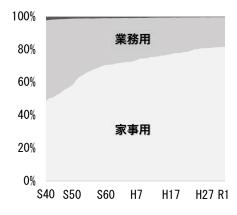
#### 家事用及び業務用の単価と水道使用量 (令和元年度)



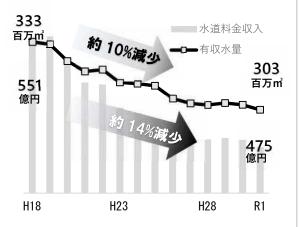
#### 2. 時代の変化と現在の状況

水道使用量と水道料金収入が減少傾向で推移しています。特に業務用の水道使用量は昭和40年代には約半分を占めていましたが、現在では2割未満まで減少するなど、業務用が家事用を補う構造が崩れつつあります。このまま水道料金収入の減少が続くと、水の安定供給などに必要となる経費を十分に賄うことができず、水道事業の運営に支障をきたすことが懸念されます。

#### 水道使用量の用途別内訳の推移



## 水道使用量と水道料金収入(税抜)の推移



## 3. これからの時代に相応しい料金体系

水道使用量全体が減少する中で、水需要の構造も変化しており、負担能力に着目して料金を設定する用途別料金体系を維持する合理性が薄れてきています。

そこで、これからの時代の水道料金について受益と負担の観点から考えると、水道使用者が受ける各々のサービスの量(受益)に着目して負担いただくことが適当と考えています。

水道メーターの口径の大きさにより送ることができる水の量が変わり、大きさに比例して維持管理のコストも大きくなることから、水道メーターの口径に応じた料金体系(=口径別料金体系)とすれば、「水の供給により受けるサービスの量」に見合った料金設定が可能になるため、現在、料金体系の見直しに向けて検討を進めています。

## V. 県営水道の広報活動等について

# 【問13】あなたの事業所が県営水道に関して知りたい情報は次のどれですか。 (いくつでも選び、〇をつけてください。)

- 1. 水源の貯水量
- 3. 安全でおいしい水への取組み
- 5. 災害対策・危機管理への取組み
- 7. 断水•濁水情報
- 9. 水漏れ発見方法・水漏れ修理の申込先 10. 水道料金に関する情報
- 11. 水道事業の経営状況
- 13. イベント情報
- 15. 特にない(特に知りたいことはない)

- 2. 水源や水道水の水質情報
- 4. 環境への取組み
- 6. 災害時の給水拠点情報
- 8. 水道管や水道施設(浄水場、配水池等)
- 12. 水道に関する各種手続き
- 14. その他 (具体的に:

# 【問14】 あなたの事業所では県営水道に関する情報を何によって知りたいですか。

## (いくつでも選び、〇をつけてください。)

- 3. 県営水道のホームページ
- 5. 企業庁LINE※
- 7. 水道営業所の窓口
- 9. テレビコマーシャル
- 11. インターネット広告
- 13. その他 (具体的に:
- 14. 特にない

- 1. 県営水道広報紙「さがみの水」 2. 神奈川県広報紙「県のたより」
  - 4. 県営水道Facebook
  - 6. 水道メーター検針時の「上下水道料金のお知らせ」
  - 8. 新聞広告
  - 10. 駅や電車でのポスター
  - 12. 自治会等の回覧

## ※【企業庁LINE】

企業庁では、LINE公式アカウントを開設し、突発断水や大雨の時のダム放流など の緊急情報を直接お届けしています。

この機会にぜひ、「友だち追加」してみてはいかがですか?

企業庁LINE: http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yt7/lineiyouhou.html



)

# 【問15】 県営水道として行う事業等についてどう思いますか。 (事業所としてのお考えに最も近いものをそれぞれ<u>1つだけ</u>選び、〇をつけてく ださい。)

	とても重要である	やや重要である	あまり重要でない	全く重要でない
1. 地震や豪雨などの災害に強い水道づくり	1	2	3	4
2. 老朽化した水道管の更新	1	2	3	4
3. 人口減少など大きな環境変化に対応した安定的な経営	1	2	3	4
4. 情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)などの新しい技術 を活用した効率的な事業運営	1	2	3	4
5. 安全でおいしい水づくり	1	2	3	4
6. 県営水道の取組についての積極的な広報及び情報提供	1	2	3	4
7. 水道料金を安い価格で維持している	1	2	3	4

# ■最後に、神奈川県営水道事業についてのご意見を自由にお書きください。

以上で終了となります。ご協力ありがとうございました。同封の封筒に調査票を 入れ、**令和4年7月15日(金)**までにご投函ください。